



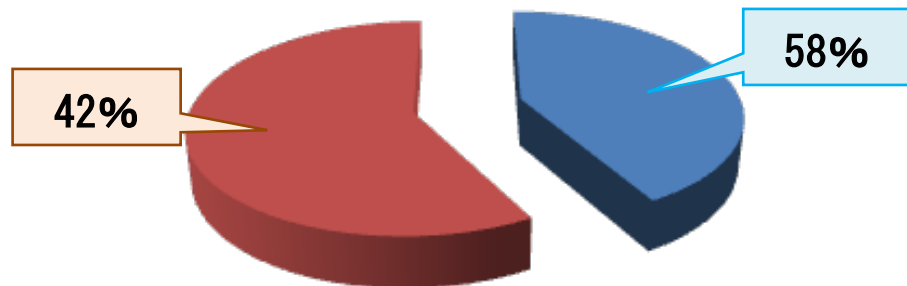
東海地震、南海トラフ地震、東京直下地震など大震災があった場合に事業所が倒産、休業したら就業にどんな影響があるのか心配です。総務省が先ほど、東日本大震災による仕事への影響調査を発表しました。今後のために結果について詳しく教えてください。



下のグラフは震災時に仕事についていた人で仕事への影響があった男性と女性の構成率です。影響の内容は失業した、休業した、その他で、男女とも半数が影響を受けていたという結果になっていました。

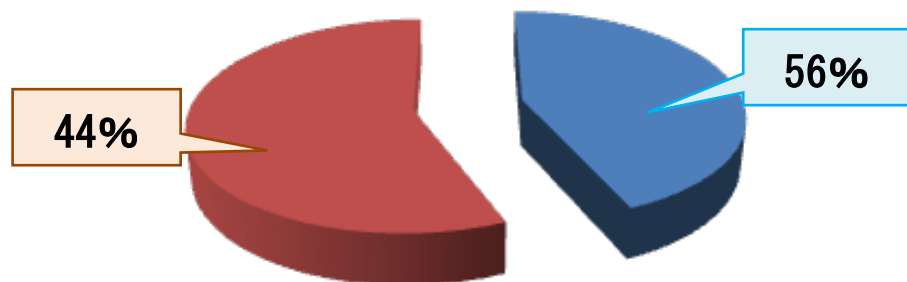
男性

■ 影響があった ■ 影響がなかった



女性

■ 影響があった ■ 影響がなかった





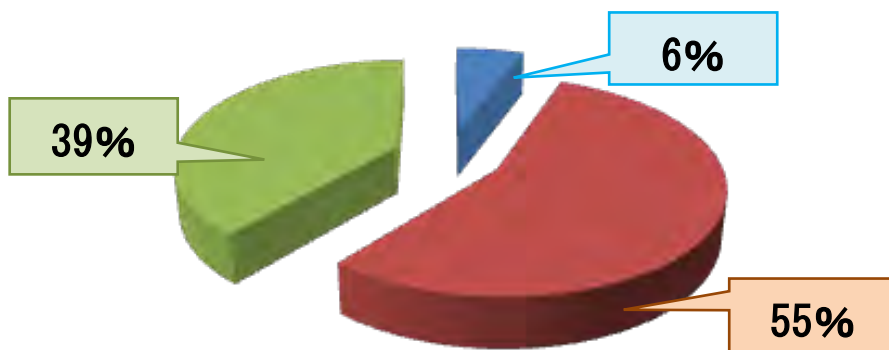
大震災の影響で「失業した人」、「休業した人」はどのくらいだったのですか？ 教えてください。



男女とも失業、休業した割合が60%~70%になっています。仕事についていた男女で震災後に約10人に6~7人が働けなくなり収入が途絶えたことになります。家を失い、家族を失い、収入先がなくなる。3重苦です。自己防衛対策を立てておかないと厳しいというのが調査結果からわかります。

男性

■ 失業した割合 ■ 休業した割合 ■ その他



女性

■ 失業した割合 ■ 休業した割合 ■ その他





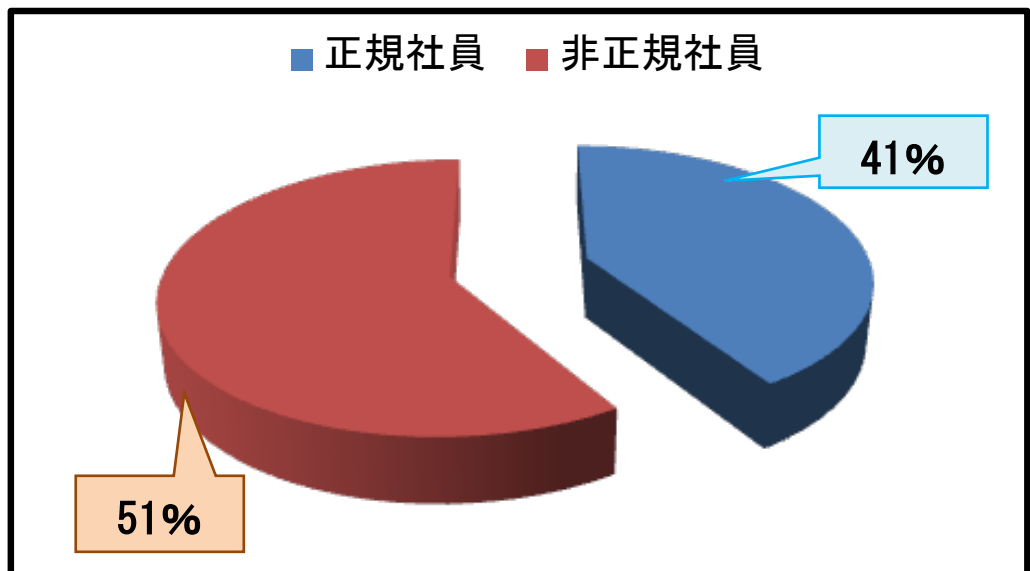
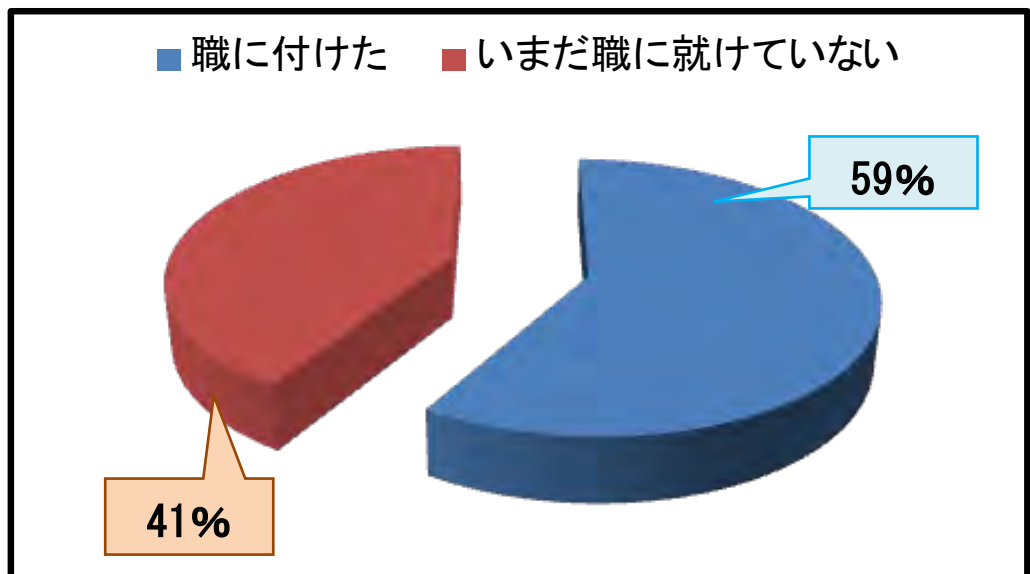
Q

それでは、「失業した人」で、その後に職に付けた人はどのくらいだったのですか？ そして、どんな就業形態だったのですか？



A

失業した人で、その後に職に付けたのは60%。10人に6人の割合でした。ただし、職につけても正規社員になれたのは40%。10人に4人でした。従って、再就職できても正規社員は24%にすぎないわけで、非常に不安定な就業形態です。不安はつきないです。





トピックスで、震災が原因で会社が倒産、廃業、休業したりした場合には失業手当を受給できることを知りましたが、その内容について詳しく教えてください。



本来、失業給付は、

- ・原則としては離職日以前2年間に、雇用保険の被保険者期間が満12ヵ月以上ある者が受給できます。
- ・東日本大震災の被害者で休業、失業した場合は雇用保険の被保険者期間が6ヵ月以上で受給できました。

それ以外にも、

- ・通常、離職してから3ヵ月の給付制限があります。それはありませんでした。
- ・受給期間が延長されました。120日延長です。
- ・その後、90日再延長されました。
- ・自分の雇用保険の被保険者期間をチェックしておき、もし、大震災があつて失業、休業した場合に失業手当を何日受給できるのかを知っておきましょう。

●雇用保険の被保険者期間別、失業手当給付日数

被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満		90日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満				240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日